平成19年6月20日より 建築確認制度が大きく変わります

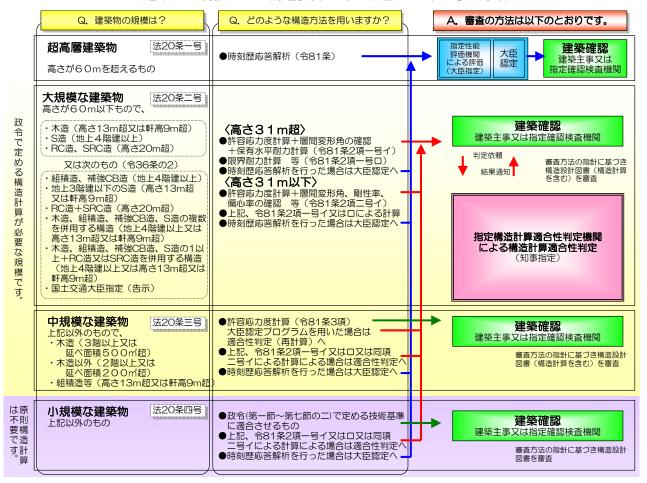
平成19年4月 三重県県土整備部建築開発室

構造計算書偽装問題を踏まえ、昨年6月21日に建築基準法が改正されました。 これにより、今年の6月20日より建築確認制度が次のように変わりますのでご案内いたします。

◆ 一定高さ以上等の建築物について構造計算適合性判定が必要になります

建築主事や指定確認検査機関は、一定高さ以上等の建築物については、建築確認を行うにあたり構造計算適合性判定(以下、適合性判定)を求めなければならなくなりました。この適合性判定は、構造設計の専門家が審査の過程において設計者へのヒアリングを行った上で構造計算の適否を判断するというもので、これにより建築物の安全性を確保することを目的としています。なお、適合性判定を行う機関は、5月初旬に指定の予定です。

建築物の規模による構造計算の方法、審査の方法等の分類



◆ 建築確認の手数料が増額されます

適合性判定が必要な建築物の建築確認申請(計画変更を含む)の際には、これまでの建築確認申請手数料に加えて適合性判定手数料が必要となります。この手数料は、県及び県内の特定行政庁に建築確認申請する場合、床面積と判定方法に応じて下表のとおり定められました。^{注1)}

#	構造計算適合性判定に必要な手数料の金額	/ m \
		(\mathbf{H})

床面積 ^{注2)}	1,000 ㎡以下	1,000 ㎡超	2,000 m超	10,000 ㎡超	50,000 ㎡超
判定方法	1,000 m以下	2,000 ㎡以内	10,000 ㎡以内	50,000 ㎡以内	50,000 mæ
ピアチェック ^{注3)}	157,000	209,000	240,000	319,000	587,000
再計算注4)	108,000	134,000	148,000	187,000	319,000

- 注1)指定確認検査機関については、各機関ごとに手数料が定められますのでお問い合わせ下さい。
- 注2) 増築工事などで既設部分も含めて適合性判定を要する場合は、増築部分と当該既設部分の床面積の合計を言います。
- 注3) ピアチェックとは建築基準法 20 条第二号イ又は第三号イの構造計算が同条第二号イに規定する方法で適正に行われたものであるかを判定する場合を言います。
- 注4) 再計算とは建築基準法 20 条第二号イ又は第三号イの構造計算が同条第二号イ又は同条第三号イに規定するプログラムで適正に 行われたものであるかを判定する場合を言います。
- 注5) エキスパンションジョイント等を設けて1棟の建物の構造を分離し、各部分の構造計算について適合性判定を要する場合には、 各部分ごとに判定手数料を算定し、その金額を合計します。

◆ 審査期間が延長されます

これまで法6条第1項第四号に定める建築物以外の審査期間は、21日と規定されていましたが、35日に延長され、特別な理由がある場合は最大70日(法6条第1項第四号建築物では最大42日)まで延長可能とされます。

◆ 階数が3以上の共同住宅について、中間検査が義務化されます

これまで中間検査は特定行政庁ごとに対象となる建築物や検査を行う工事の工程(特定工程)等を指定して実施しており、中間検査を実施していない特定行政庁もありました。今回の法改正では、3階建て以上の共同住宅について中間検査が義務付けられることとなりました。特定工程は2階の床とこれを支える梁の配筋時と規定され、中間検査に合格しなければ次の工程に進めなくなります。なお、これ以外の建築物の中間検査については、これまでと同様、特定行政庁ごとに指定することとされています。

◆ 建築確認の審査方法及び中間検査、完了検査の検査方法の指針が定められます

国土交通大臣は確認審査方法や中間検査などの検査方法に関する指針を定め、公表すること、建築主事や指定確認検査機関はそれに基づいて審査等を行うことが規定されました。

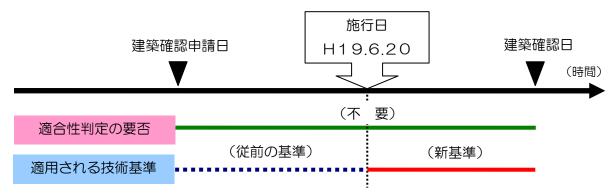
◆ 技術基準が改正されます

建物の規模等により要求される構造計算およびその他の構造基準(以下、技術基準)についても改正が行われます。特に、構造計算の方法についてはより具体的に示され、構造計画によっては要求される 基準が厳しくなります。

◆ 新法の適用について

新規定の適用については、原則着工日が施行日以後の建築物について適用されますが、適合判定については、施行日以後に確認申請がされた建築物に求められます。

(施行日までに確認申請が行われた場合の新法の適用例)



その他(三重県からのお知らせ)

◆ 三重県が所管する地域の一定規模以上の建築物について、建築確認審査を本庁で行います

改正法の施行日にあわせて、次の建築物については本庁(建築開発室建築確認審査グループ)にて 審査を行うことといたします。

(対象建築物)階数が4以上、または申請に係る床面積が2,000㎡以上の建築物 (施行日以降の受付分)

◆ お問い合わせ先

質問等については、各地域の担当窓口にお問い合わせください。

建築確認等窓口一覧表

担当課名		電話番号	所 管
Ξ	三重県県土整備部建築開発室建築確認審査グループ	059-224-2709	
	桑名建設事務所建築開発室	0594-24-3667	桑名郡、いなべ市、員弁郡
	四日市建設事務所建築開発室	059-352-0684	亀山市、三重郡
	松阪建設事務所建築開発室	0598-50-0587	多気郡
重	伊勢建設事務所建築開発室	0596-27-5210	伊勢市、度会郡
県	志摩建設事務所総務・管理・建築室建築開発課	0599-43-9651	鳥羽市、志摩市
	伊賀建設事務所建築開発室	0595-24-8239	伊賀市(注)、名張市(注)
	尾鷲建設事務所総務・管理・建築室建築開発課	0597-23-3546	尾鷲市、北牟婁郡
	熊野建設事務所総務・管理・建築室建築開発課	0597-89-6148	熊野市、南牟婁郡
特定行政庁	四日市市都市整備部建築指導課	059-354-8208	四日市市
	津市都市計画部建築指導課	059-229-3185	津市
	鈴鹿市都市整備部建築指導課	059-382-9048	鈴鹿市
	伊賀市建設部都市計画課建築指導審査係	0595-22-9832	伊賀市(注)
	桑名市都市整備部建築指導課	0594-24-1218	桑名市
	松阪市建設部建築開発課	0598-53-4156	松阪市
	名張市都市環境部建築開発室	0595-63-7698	名張市(注)

(注)建築基準法第6条第1項第一号~三号建築物については県、四号建築物については市が所管いたします。 名張市は、平成19年4月1日より特定行政庁(限定)となりました。

なお、法改正の詳細につきましては国土交通省のホームページ http://www.mlit.go.jp/ をご覧ください。